

森林環境保全整備事業請負契約書

(案)

- 1 事業名 森林環境保全整備事業（保育間伐活用型ほか 北信6戸隠山）
- 2 事業場所 長野県長野市 戸隠山国有林1029り林小班ほか
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和7年12月12日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負予定金額 —
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 5 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- 1) 【伐倒】における約款第32条第8号（検査及び引渡し）は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年5月13日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県飯山市大字飯山1090-1

氏名 分任支出負担行為担当官 北信森林管理署長 林 満

請負者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○ ○○○○

事業内訳書

作業種	国有林名	林小班名	伐採方法	伐採率 %	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m³)	制作 (m³)	事業期間	法令等制限林区区分
保育間伐 存置型	戸隠山	1029へ02	定性	35	1.32	132	28.05		契約締結日の翌日 から 令和7年12月12日 まで	水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域 普通共用林野
保育間伐 存置型	戸隠山	1029へ05	定性	34	1.97	196	41.87			水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域 普通共用林野
小計					3.29	328	69.92			
保育間伐 活用型	戸隠山	1029へ03	列状	33	1.13	330	96.74	20	契約締結日の翌日 から 令和7年12月12日 まで	水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域 普通共用林野
保育間伐 活用型	戸隠山	1029や	列状	33	0.90	135	78.70	30		国立公園第3種特別地域
保育間伐 活用型	戸隠山	1029お	列状	33	1.51	219	148.12	60		国立公園第3種特別地域
保育間伐 活用型	戸隠山	1045ふ	列状	33	3.56	534	387.40	200		国立公園第3種特別地域
保育間伐 活用型	戸隠山	1029り	列状	33	32.02	3,724	2,577.41	1,440		水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域
小計					39.12	4,942	3,288.37	1,750		
育成 受光伐	戸隠山	1029こ	列状	33	2.06	265	204.88	120	契約締結日の翌日 から 令和7年12月12日 まで	国立公園第3種特別地域
育成 受光伐	戸隠山	1029の	列状	33	1.48	240	207.72	120		国立公園第3種特別地域
育成 受光伐	戸隠山	1029く	列状	33	0.25	37	24.85	10		国立公園第3種特別地域
育成 受光伐	戸隠山	1045こ	列状	33	5.35	592	428.68	230		国立公園第3種特別地域
育成 受光伐	戸隠山	1045み	列状	33	1.18	157	99.17	50		国立公園第3種特別地域
育成 受光伐	戸隠山	1045け	列状	33	2.84	364	238.67	120		国立公園第3種特別地域
小計					13.16	1,655	1,203.97	650		
合計					55.57	6,925	4,562.26	2,400		

作業工程及び数量

山元普通材	870m³
最終普通材	1,530m³
合計	2,400m³

森林環境保全整備事業(保育間伐活用型ほか北信6戸隠山)

付帯工事内訳書					
敷砂利工	林小班	敷砂利 数量(m3)	自年月日	至年月日	備考
	1029林小班ほか	180	契約締結日の翌日	令和7年12月12日	(中社林道ほか)
計		180			

特記仕様書(保育間伐活用型・育成受光伐)

該当林小班: 1029り・1029へ03・1029や・1029お・1045ふ
1029こ・1029の・1029く・1045こ・1045み・1045け

1. 作業方法

- (1) 伐倒方法は列状間伐とし、列幅及び列方向は監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 伐倒木の伐採高は、搬出する区域は地際からとし、その他の区域は作業者の腰の高さ以下とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。
- (3) 保育間伐活用型で搬出困難箇所の伐採方法については、定性間伐とする。
伐倒木の選木は、監督職員の指示によるものとする。
- (4) 伐倒木の処理について
 - ① かかり木となった伐倒木は、できる限り外し倒伏させるものとする。
 - ② 歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

2. 森林作業道の計測

森林作業道作設後、全路線をコンパス測量又はGPS測量等で測定して、次の書類を事業完了届に添付して、提出すること。

- ①森林作業道作設図(5千分の1に路網及び工作物の位置を図にしたもの)
- ②森林作業道延長計算書(開設及び使用した森林作業道の林小班ごとの長さを計算したもの)
- ③工作物作設集計表(工作物の種類、作設数をまとめた表。①の図と一致させる。)
- ④森林作業道や工作物の作設前、作設中、作設後の記録写真(工種ごとに2～3枚程度)
- ⑤測量野帳(GPS成果)、実測図(白紙に5千分の1の線形を入れたもの)

3. その他

- (1) 事業実行に当たり敷砂利工が付帯されており事業内訳書に記載された数量を敷くこと。
- (2) 事業地内にある国有林野貸付地についてはその保全に努めることとし、事業実行に当たっては監督職員と貸付箇所の確認を行い、作業方法等について指示を受けること。
- (3) 崩壊地周辺の植栽木及び天然樹木は伐倒の対象としない。
- (4) 上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (5) 請負者は事業計画を作成し、事業着手前に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

特記仕様書(保育間伐存置型)

該当林小班: 1029へ02、1029へ05

1. 作業方法

- (1) 伐倒方法は定性間伐とし、伐倒木の選木は監督職員の指示によるものとする。
- (2) 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り作業者の腰の高さ以下とし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意する。
- (3) 伐倒木の処理について
 - ① かかり木となった伐倒木は、できる限り外し倒伏させる。
 - ② 歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除く。

2. その他

- (1) 事業地内にある国有林野貸付地についてはその保全に努めることとし、事業実行に当たっては監督職員と貸付箇所の確認を行い、作業方法等について指示を受けること。
- (2) 崩壊地周辺の植栽木及び天然樹木は伐倒の対象としない。
- (3) 上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (4) 請負者は事業計画を作成し、事業着手前に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

特記仕様書

- 1 事業個所である戸隠山国有林 1029 へ3、へ5林小班の除地内について、立木の伐採、森林作業道の作設及び重機の侵入は、できないものとし、立木及び標識類の保全について十分留意するものとする。

素材生産請負事業方法書

北信森林管理署

1. 数量の確認

(1) 検査場所

生産完了工程

(山元普通材) 山元土場

(最終普通材) 北信森林管理署管内最終土場

保育間伐活用型及び保育間伐存置型については、
伐倒面積確定とする。

(2) 検知対象樹種及び材種

検知対象樹種については、人工林スギ・ヒノキ・カラマツ・その他の針葉樹
及び広葉樹とする。

材種については、別添「造材寸法書」のとおりとする。

(3) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監
督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(伐倒)については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し特
記仕様書に基づき行うものとする。

2. 作業順序

作業は提出された作業計画表に基づき行うものとするが、細部については、別
途監督職員が指示する。

3. その他

採材方法については、別添「造材寸法書」によるものとする。

C・D材等未利用材の対象木

天然林	パルプ材(C材)	
	長級:針葉樹2.0m以上 広葉樹2.1m以上 末口径:13cm以下	全部
	長級:針葉樹2.0m以上 広葉樹2.1m以上 末口径:14~28cm以下	除く樹種 木曽五木、ウダイカン バ、イチイ、カヤ、サクラ、 カエデ、エンジュ
	未利用資源(D材)	
	長級2.0m未満	全部
人工林	パルプ材(C材)	
	長級:針葉樹2.0m以上 広葉樹2.1m以上 末口径:13cm以下	全部
	未利用資源(D材)	
	長級2.0m未満	全部

パルプ材の適用基準(未利用資源材は除く)

	14~28cm	30cm以上
節		
小口割又は引抜け	31%以上	同左
目まわり	〃	〃
へび下がり	節の無い材面にある。 他の材面では15%超え	〃
あて		
ねじれ	91%以上	同左
さるばみ	隣接材面でなく6個以上	〃
多心	特に利用価値が低下するもの	〃
偏心	〃	〃
曲がり	長級に対して1.5%を超えるもの	〃

造材寸法書

北信森林管理署

樹種	径級 (cm)	元中別	長級			
			採材順位1位	採材順位2位	採材順位3位	採材順位4位
スギ	30上	全部	4.0m (製材) 通直材	4.0m (合板・梱包材) 小曲材	2.0m (合板) 小曲材	2.0m (パルプ材)
	14-28		4.0m (製材) 通直材	3.0m 16-28cm (柱材) 通直材	4.0m (合板・矢板・梱包材) 小曲材	2.0m (パルプ材)
	9-13		4.0m (垂木・枠材) 通直材	2.0m (パルプ材)		
カラマツ	30上	全部	4.0m (製材) 通直材	4.0m (合板・ラミナ) 小曲材		2.0m (パルプ材)
	14-28		4.0m (合板・ラミナ) 直・小曲	2.0m (合板) 4m採材できない曲材	4.0m (梱包材) 曲材	2.0m (パルプ材)
	6-13		4.0m (土木用杭) 直・小節	3.0m (土木材) 4m採材できない通直材	2.0m (パルプ材) 左記の採材が不適当な材	
ヒノキ	30上	元玉	6.0m、5.0m (製材) 通直材	4.0m (製材) 直・小曲		2.0m 左記の採材が不適当な材
		中玉	4.0m (製材) 通直材	4.0m (製材) 4m採材できない曲材	2.0m (合板) 左記の採材が不適当な材	
	14-28	全部	3.0m 16-22cm (柱材) 通直材	6.0m 18-28cm (通し柱) 通直材	4.0m 16-22cm (土台) 通直材	2.0m 左記の採材が不適当な材
	6-13	中玉	4.0m (垂木・枠材) 通直材	2.0m (パルプ材)		
その他N	14上	全部	4.0m (製材・合板・集成材) 通直材	2.0m (パルプ材)		
	6-13		4.0m (矢板・パレット・梱包材) 直・曲			
広葉樹	22上	全部	有尺 (製材) 良質材	4.3m (製材) 良質材	3.2m (製材) 良質材	2.1m (製材) 良質材
	20下		2.1m (パルプ材)			

- ・延べ寸は10cmとする。
- ・可能な限り、採材順位の高い長級で採材すること。
- ・特殊需要材等に関わる採材については、この基準にかかわらず別途指示に基づき実施することとする。

特記仕様書 (林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書（森林作業道作設）及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書（森林作業道作設）を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2) で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書（森林作業道作設）

（中部森林管理局標準例）

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第1 路線計画

1 計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車輛系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° （18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° （25%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分（岩石）とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山（心土）を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山（心土）等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

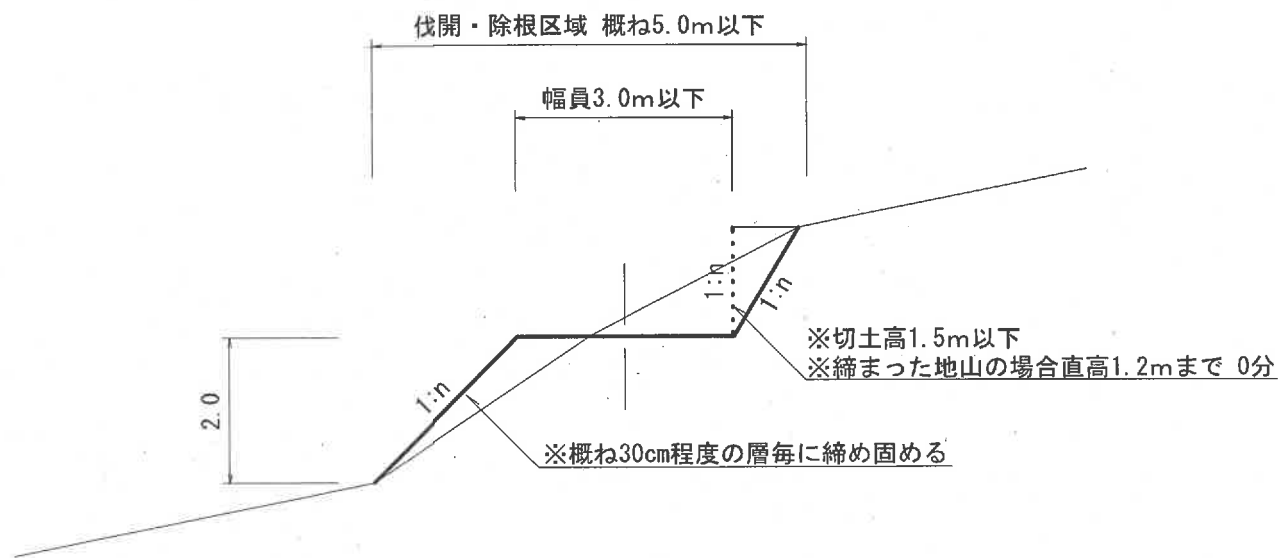
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

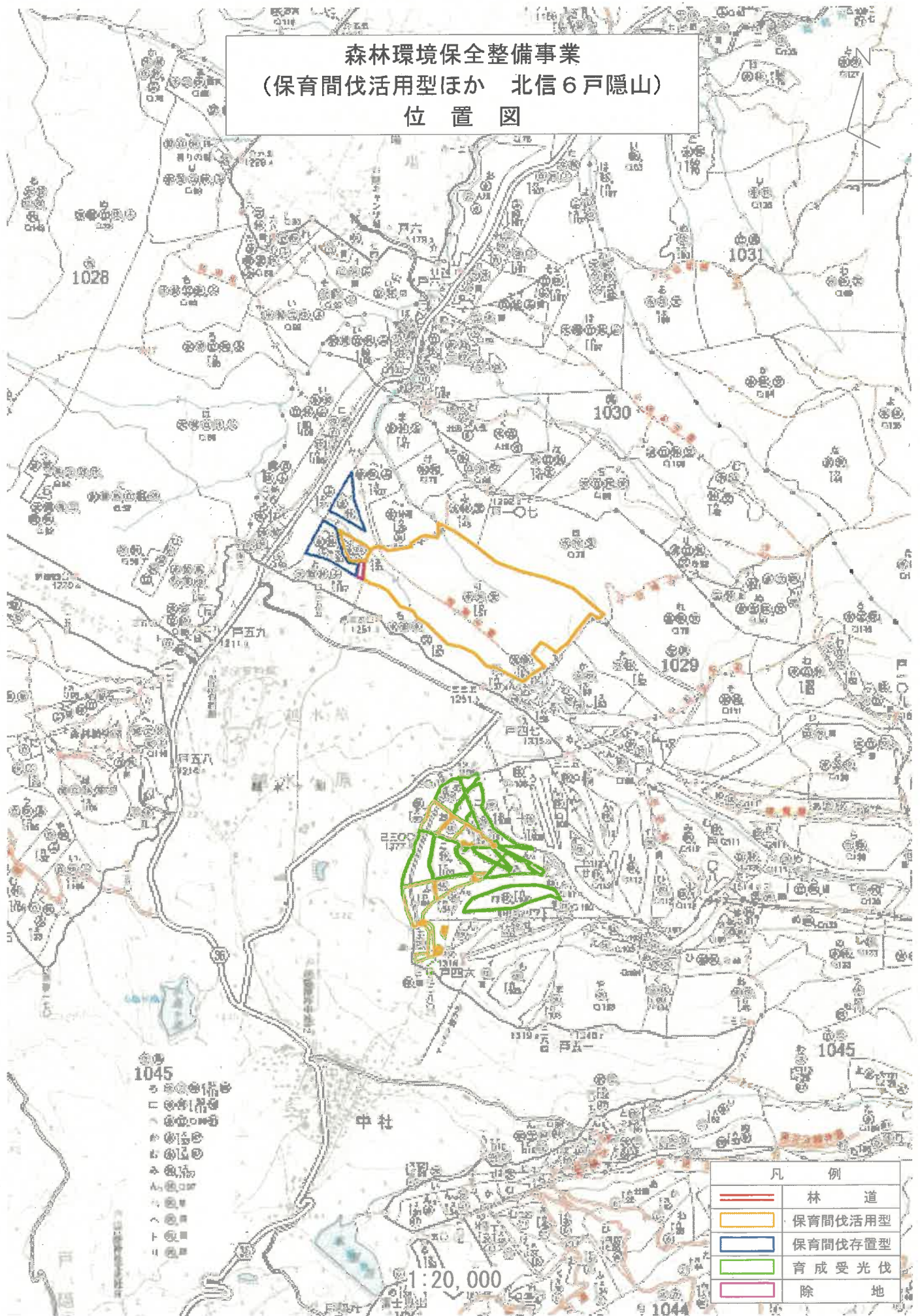
この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図

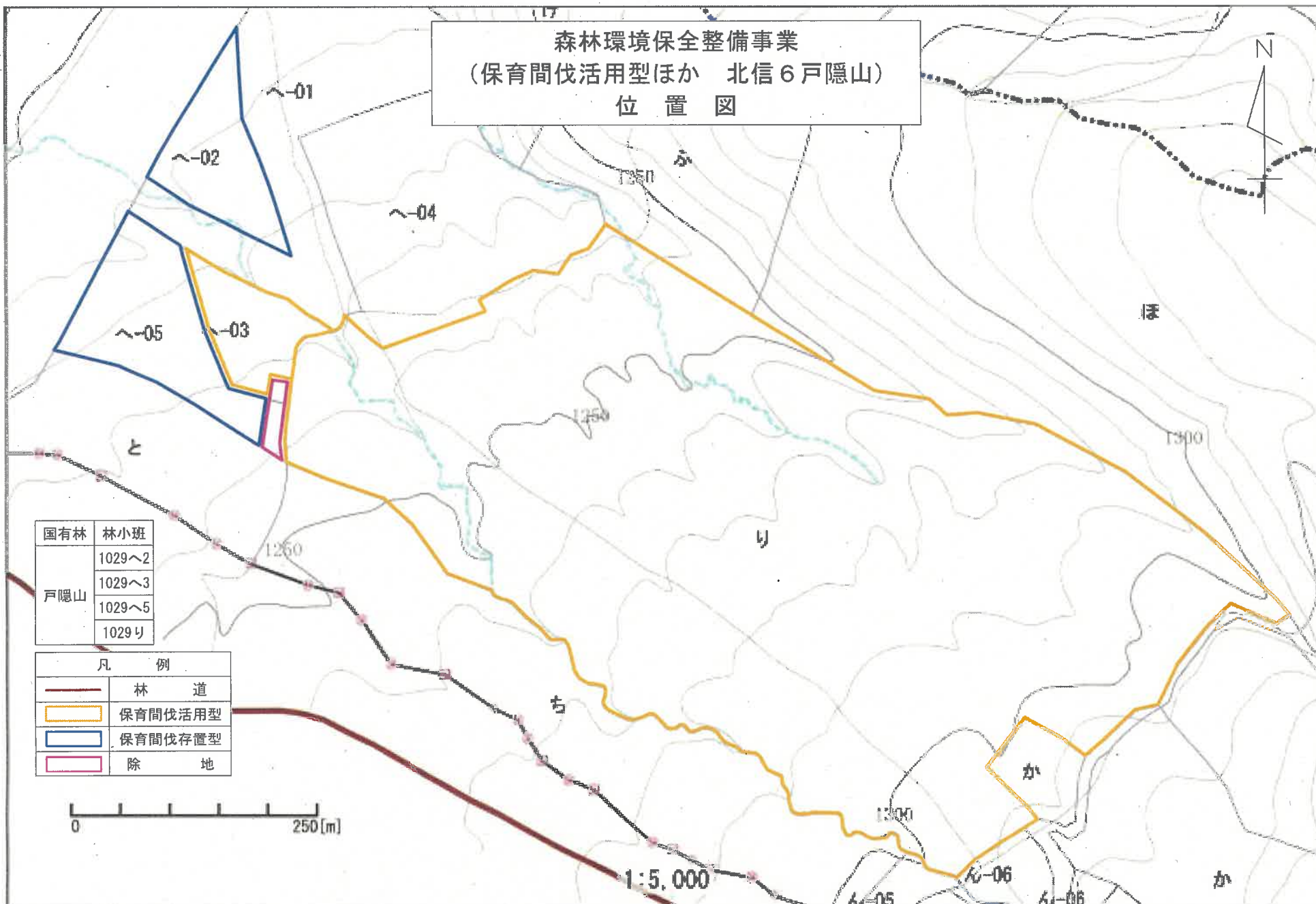


切 土 勾 配	土砂 6分
	岩 0~3分
盛 土 勾 配	2m以下 1 : 1.0
	2m超 1 : 1.2

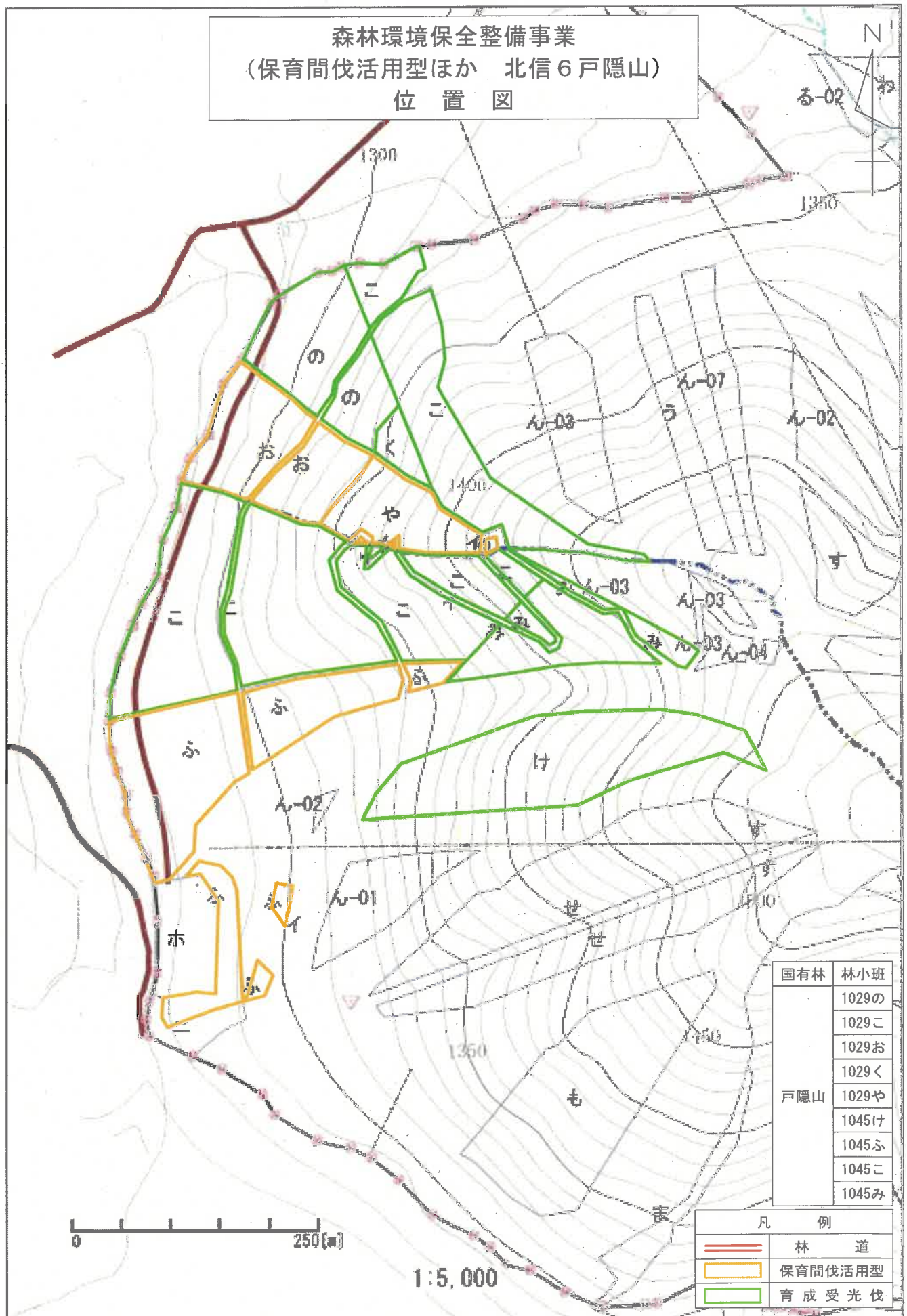
森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型ほか 北信6戸隠山)
位置図



森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型ほか 北信6戸隠山)
位置図



森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型ほか 北信6戸隠山)
位置図



国有林	林小班
戸隠山	1029の
	1029こ
	1029お
	1029く
	1029や
	1045け
	1045ふ
	1045こ
	1045み

凡 例	
	林 道
	保育間伐活用型
	育成受光伐

1:5,000